



JCSS登録の取得と維持のための手引き

(第19版)

平成29年9月22日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

はじめに.....	4
第1部 全登録事業者に対する手引き.....	4
第1章 計量法校正事業者登録制度.....	4
第1節 制度の概要.....	4
第2節 登録の対象となる校正範囲等.....	5
第3節 当該制度の運営.....	5
1. 認定機関.....	5
2. 運営法令等.....	5
3. 登録基準等.....	6
4. 認定センターの組織.....	7
第2章 登録申請の手続き.....	8
第1節 概要.....	8
第2節 事前準備.....	8
1. 参照標準の保有.....	8
2. マネジメントシステムの構築.....	9
第3節 登録の申請.....	10
第4節 申請書類の提出先.....	12
第5節 手数料.....	12
第3章 登録プロセス.....	13
第1節 概要.....	13
第2節 登録.....	16
第4章 登録事業者の義務と権利.....	16
第1節 登録事業者の義務.....	16
第2節 登録事業者の権利.....	17
第5章 登録の維持のための手続き.....	18
第1節 登録基準への継続的な適合.....	18
第2節 変更の届出.....	19
第3節 登録事業者報告書の提出.....	20
第4節 登録の更新.....	22
第5節 立入検査.....	23
第6節 事業所の移転.....	24
第7節 事業の承継.....	24
第8節 事業の廃止.....	24
第9節 登録の取消し.....	25
第6章 苦情又は異議の申立.....	25
第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手引き.....	26
第1章 認定国際基準に対応する事業者の申込み.....	26
第1節 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領.....	26
様式1 認定国際基準対応サービス申込書記入例.....	26
第2節 認定シンボルの使用に関する手続き.....	27
第2章 定期検査サービス等の申込み手続き.....	27
第1節 定期検査申込書の記入要領.....	27

様式2 定期検査申込書記入例.....	28
第3章 国際 MRA 対応認定事業者の権利と義務(第1部第4章関係)	28
第1節 国際 MRA 対応認定事業者の義務(追加).....	28
第2節 国際 MRA 対応認定事業者の権利(追加).....	29
第4章 認定国際基準対応サービスの辞退	29
様式1 認定国際基準対応サービス申込書	30
様式2 定期検査申込書.....	30
様式3 認定国際基準対応サービス辞退届	31
様式4 委任状	32
別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法.....	33
別紙2 登録免許税の納付方法.....	35
別紙3 変更届が必要な例.....	37

JCSS登録の取得と維持のための手引き

はじめに

この手引きは、JCSSの登録を受けるに必要な申請の手続と登録の要件を分かりやすく取りまとめた一般手引書です。また、当該事業者が登録を受けた後に登録を維持するために必要な手続や権利と義務も併せて解説しています。

なお、国際 MRA 対応認定事業者は、第1部に加え第2部も含めて適用されます。

第1部 全登録事業者に対する手引き

第1章 計量法校正事業者登録制度

第1節 制度の概要

計量法校正事業者登録制度とは、経済産業大臣から権限を与えられた独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定センター(以下「認定センター」という。)が計量法第143条の規定に基づき、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「校正等」という。)の事業を行う者のある特定の校正分野における能力を審査して登録する制度です。当該制度は計量法によって定められていますが、強制的なものではなく、任意の制度として法律に規定されています。登録の基準は同条の各号に定められていますが、本書において詳しく解説されています。登録された者は「登録事業者」と呼ばれ、登録事業者は登録された範囲内の校正等を行ったときは、当該制度の標章J^{CSS}を付して校正証明書を発行することができます。

登録事業者の校正サービスを利用する者は、認定センターにより一定の能力が認められ登録された信頼性の高い事業者から国家計量標準にトレーサブルな校正等を受けることができます。そして、このことは当該利用者の計測の信頼性の根拠の一つとなるものです。また、当該制度の標章J^{CSS}が付された校正証明書を提示することによって、校正を受けた計量器又は標準物質(以下「計量器等」という。)が国家計量標準にトレーサブルであること(計量計測トレーサビリティ^{*1})を対外的に証明することが可能となります。この登録制度は、今後の我が国における計測の信頼性の高度化に寄与するものとして、また、ISO 9000 規格などのマネジメントシステム審査登録制度や他の試験所認定制度を相互に補完するものとして活用され、産業の更なる発展や科学技術の進展に、更には、国民生活の安全と安心に貢献することが期待されています。

他方、近年、当該制度の国際的重要度がますます高まり、国際整合性の確保が重要となっています。このため、認定機関である認定センターは、ISO/IEC 17011(JIS Q 17011)に適合した制度運営を行っています。更には、諸外国の認定機関と制度間の同等性を認め合うために、平成11年12月には APLAC (Asia-Pacific Laboratory Accreditation Cooperation)において、また、平成12年11月には ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation)において、国際相互承認(MRA: Mutual Recognition Arrangement)に参加署名を行いました。APLAC/MRA 加盟、ILAC/MRA 加盟によりJCSSの国際的信頼性が一段と増しています。また、この国際的信頼性を増すため、認定センターと定期検査及び技能試験の受け入れについて個別契約を結んでいる事業者は「国際MRA対応認定事業者」と呼ばれ、国際的なトレーサビリティ証明において重要な役割を担っています。

^{*1} 計量計測トレーサビリティ(Metrological Traceability):「個々の校正が測定不確かさに寄与する、文書化された切れ目のない校正の連鎖を通して、測定結果を計量参照に関連付けることができる測定結果の性質」とVIM(国際計量計測用語: International Vocabulary of Metrology)により定義づけられています。また、ILACやAPLACなどの国際機関は、VIMの定義に加え、「トレーサビリティの連鎖の各段階を実施する校正機関は、例えば認定されているといった証明によって、その技術能力に関する証拠を提示しなくてはならない。」ということなどをトレーサビリティの要素に含めるとしています。

第2節 登録の対象となる校正範囲等

登録を申請する者(以下「申請事業者」という。)は、申請時に事業所ごとにどのような登録を取得したいのか、すなわち、校正事業の範囲(登録に係る区分、校正手法の区分、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力等の詳細。以下「事業の範囲」という。)を特定しなくてはなりません。

登録の対象となる事業の範囲は、公表する「計量法に基づく登録事業者の登録等に関する規程」及び「計量法施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程」をご参照ください。

第3節 当該制度の運営

1. 認定機関

計量法校正事業者登録制度は、経済産業省産業技術環境局計量行政室及び国立研究開発法人産業技術総合研究所の支援と協力を得て、認定センターにより運営されています。一般に、このような制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

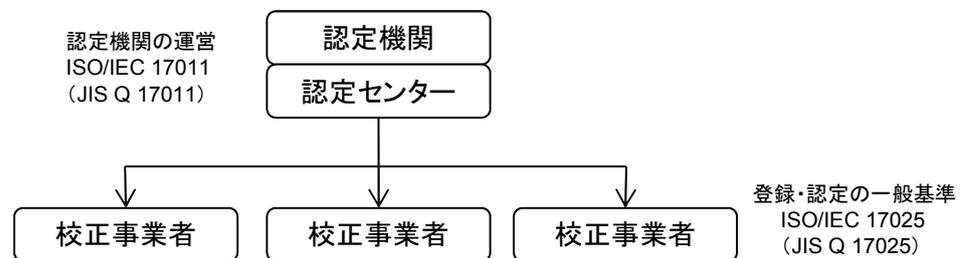


図1 制度の管理・運営

2. 運営法令等

当該制度の運営は計量法関係法規に基づき実施されますが、当該制度の国際的重要性に鑑み、その運営方針は国際的要求事項である ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、認定センターは(ISO/IEC 17011(JIS Q 17011: 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、当該認定制度はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、本制度は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

以下に当該制度に適用される法令等を示します。

(1) 計量法関係法令等

- ① 計量法(平成4年5月20日法律第51号): 第8章
- ② 計量法施行令(平成5年10月6日政令第329号): 第39条
- ③ 計量法関係手数料令(平成5年10月20日政令第340号): 第2条
- ④ 計量法施行規則(平成5年10月25日通商産業省令第69号): 第8章
- ⑤ 計量法施行規則第90条の2ただし書きに基づく校正手法を定める件(平成21年4月13日告示第76号)
- ⑥ 計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程(以下「登録規程」といいます。)
- ⑦ 計量法施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程(以下「種類規程」という。)

⑧ 計量法施行規則第 136 条第 4 項の規定に基づく電磁的記録媒体の種類を定める規程(以下「媒体規程」という。)

(2) 国際規格等

- ① ISO/IEC 17011 (2004) (JIS Q 17011 (2005)): Conformity assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)
 - ② ISO/IEC 17025 (2005) (JIS Q 17025 (2005)): 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
 - ③ JIS Z 8103 (2000) : 計測用語
 - ④ ISO/IEC 17000 (2004): Conformity assessment - Vocabulary and general principles (適合性評価—用語及び一般原則)
 - ⑤ ISO/IEC Guide 99 (2007) (TS Z0032:2012): International Vocabulary of Metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM)
 - ⑥ ISO/IEC Guide 98-3 (2008) (TS Z0033:2012): Uncertainty of measurement – Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM: 1995)
 - ⑦ ISO 17034 (2016): General requirements for the competence of reference material producers
 - ⑧ APLAC TC008 (2015) : APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer (標準物質生産者の認定に関する APLAC の要求事項及びガイダンス)
 - ⑨ ILAC-R7 (2015) : Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRA マーク使用ルール)
- なお、国際規格について()書きで JIS 規格を併記する場合はその JIS 規格は国際規格の翻訳規格であることを示す。

3. 登録基準等

(1) 登録基準

申請事業者は、計量法第143条の規定に基づき、下記の規程の全ての要求事項に適合しているかについて審査されます。また、登録を受けた後も継続してこれらの基準を満足しなければなりません。

① JCRP21 JCSS登録の一般要求事項

校正機関の登録に対する一般要求事項として、各国認定機関で用いられている(ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の関連要求事項が採用されています。申請事業者又は登録事業者の方はこの規格の一般要求事項を満足しなければなりません。

② URP23 IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針

登録事業者が事業の範囲内の校正等に使用する計測機器等のトレーサビリティの確保に関する認定センターの基本的方針が述べられています。これは JCSS 登録の一般要求事項のうち該当する項目の解釈でもあり、登録基準の一部となります。

③ URP24 IAJapan 技能試験に関する方針

登録事業者の技術能力の確認に関する基本方針が述べられています。これは JCSS 登録の一般要求事項のうち該当する項目の解釈でもあり、登録基準の一部となります。

(2) JCSS技術的要求事項適用指針(各分野別)

ある特定の事業の範囲(校正手法の区分又は種類)に ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)要求事項に適用される指針がある場合は、当該文書に記述されます。事業の範囲(校正手法の区分又は種類)ごとに作成される文書です。

注) 制定された文書から逐次、認定センターホームページの公開文書にて公表しています。詳しくは認定センターにお問い合わせください。

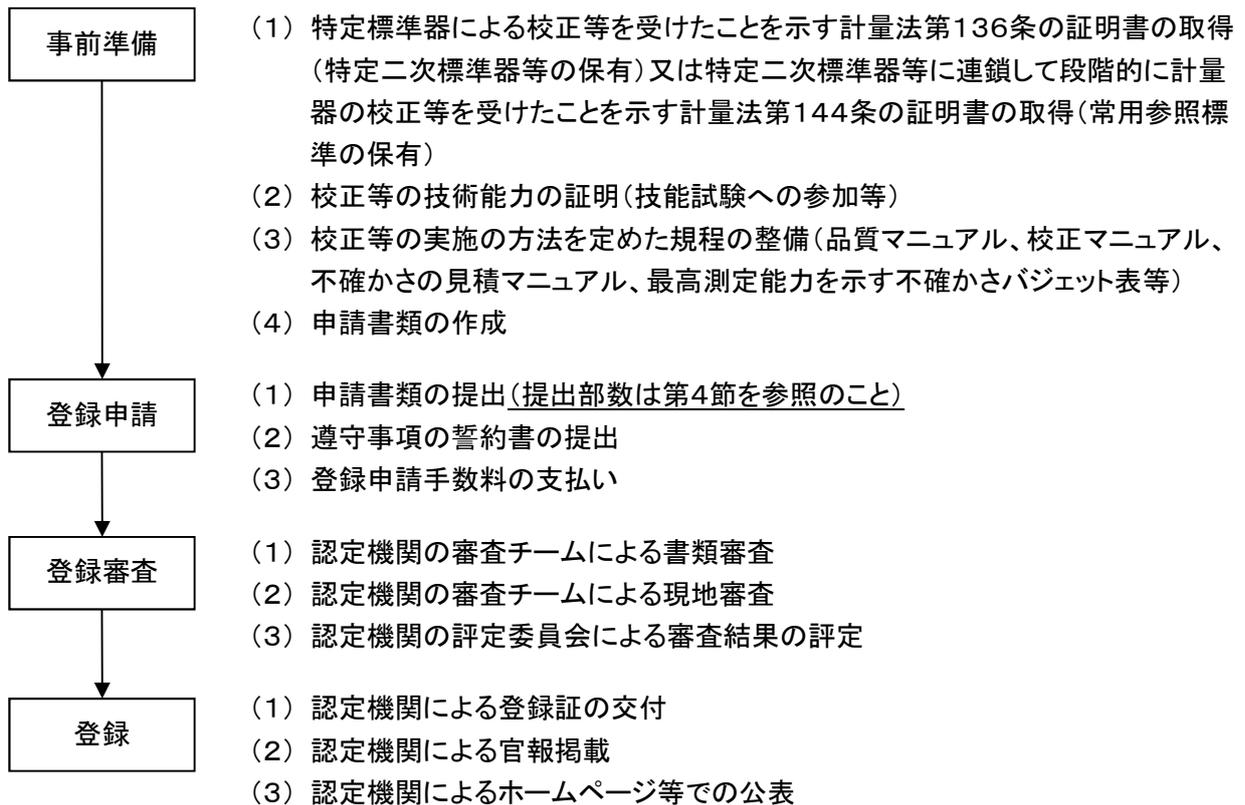
このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

第2章 登録申請の手続き

第1節 概要

申請事業者は、申請時に実際に校正事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく、民間企業、一般社団法人及び一般財団法人、個人等、誰でも登録の申請をすることができます。また、登録事業者の数の制限や申請時期の制限はありません。

登録事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、認定センターに申請しなければなりません。認定センターは、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会の評定を経て、登録の可否を申請事業者に通知します。登録申請の準備から登録を受けるまでの概略は、以下のとおりです。



第2節 事前準備

登録事業者として登録されるためには、計量法第143条第2項に規定される2つの要件に適合していなければいけません。次にこの2つの登録基準を詳しく解説します。

(参考)

計 量 法 (抄)	
第143条	2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。 二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

1. 参照標準の保有

計量法第143条第2項第1号に適合するためには、次のいずれかを満たすということです。

- ① 特定標準器^{*2}又は特定副標準器^{*3}(以下「特定標準器等」という。)による校正若しくは特定標準物質^{*4}による値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)をされた計量器又は標準物質(計量法第136条第1項の証明書が付されたものであり、以下「特定二次標準器等」という。)を保有し、この特定二次標準器等を用いて校正事業を行うものであること。
- ② 特定標準器等に連鎖して段階的に校正又は値付けされた計量器又は標準物質(計量法第144条第1項の証明書が付されたものであり、以下「常用参照標準」という。)を用いて校正事業を行うものであること。

申請事業者は、申請に先だて、申請しようとする登録区分に係る特定二次標準器等又は常用参照標準のうち必要なものについて、校正等の実施機関に校正等を依頼し、法第136条第1項の証明書又は法第144条第1項の証明書を取得してください。

なお、計量法施行規則第93条に規定された期間(以下「校正等の期間」という。)を既に経過している場合には、再び校正等を実施する必要があります。

このうち、特定標準器による校正等の実施機関及び特定二次標準器等の校正等の期間の詳細については、別途公表している「登録規程」をご参照ください。

常用参照標準の校正等を行う機関は、JCSS登録事業者であり、認定センターホームページに掲載しています。ただし、上記②を行う事業者で、国際MRA対応認定事業者になることを予定されている方は、国際MRA対応認定事業者から常用参照標準の校正を受けてください(第2部第3章参照)。

2. マネジメントシステムの構築

計量法第143条第2項第2号に適合するためには、JCSS登録の一般要求事項に定める要求事項に適合したマネジメントシステムを有することが要求されます。これには、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の校正機関に該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「JCSS登録の一般要求事項」を参照してください。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されていなければいけません。申請事業者は、申請に際して、申請する校正事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した最上位文書である品質マニュアル^{*5}、校正手順や方法を定めた書面(以下「校正マニュアル」という。)、校正の不確かさの見積方法を定めた書面(以下「不確かさ見積マニュアル」という。)及び最高測定能力を示す不確かさバジェット表などを添付書類として提出する必要があります。

なお、認定センターでは、申請事業者に対して、申請範囲の事業については少なくとも現地審査までにはマネジメントシステムの運用を開始し、内部監査とマネジメント・レビューをISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の全項目について実施し、予めISO/IEC 17025(JIS Q 17025)への全体的な適合性を自己確認していただくようお願いしています。

注)審査チームが、登録審査の各段階において、申請者の登録基準への適合性が申請時に申請書とともに添付される品質マニュアル等の書面の記述のみから判断できない場合には、関係する文書等の提出を求めることがあります。

また、登録申請の全ての範囲について、校正等を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「校正等を実施する技術的能力」とは、校正用機器、施設等のハード面と技術管理者、校正従事者、校正マニュアル等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

校正等の技術的能力の証明の方法としては、原則として以下の方法によらなければなりません。

^{*2} 特定標準器:国家計量標準として経済産業大臣が指定する計量器を意味します。

^{*3} 特定副標準器:繰り返し校正に用いることが不適当な特定標準器に代わるものとして経済産業大臣が指定する計量器を意味します。

^{*4} 特定標準物質:濃度及び熱量の国家計量標準として経済産業大臣が指定する標準物質を意味します。

^{*5} 品質マニュアル:「組織の品質マネジメントシステムを規定する文書(ISO 9000, 2015)」を意味します。

- ① ILAC MRA 又は APLAC MRA 署名認定機関が技能試験提供者として提供する技能試験
- ② APLAC、IAAC、IRMM、IFCC、JCTML 等の国際機関又は地域機関が指定又は主催する技能試験等
- ③ 上記以外の組織が技能試験提供者として提供する技能試験。ただし、当該技能試験の適切性が認定センターによって確認されているものに限りませす。

登録の申請にあたっては、申請事業者は、当該申請に係る校正手法の区分について、上記①～④のいずれかの方法による技能試験に参加し、良好な結果（結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結果であった場合でも適切な原因究明及び必要な改善が実施され、その証拠提示により技術能力が適切であることを実証できた場合も含む。）を示さなければなりません。

なお、その申請に係る区分において適切な技能試験がない、あるいは技能試験の実施時期により申請時に利用できない等の理由により技能試験に参加した実績がない場合には、技能試験に代わるものとして一定の条件を満足した代替手法の利用が可能です。その実施については、認定センターに事前にご相談ください。

備考1) 認定センターが認める技能試験に関する情報は、認定センターホームページにて公表しています。

備考2) 代替手法: 技能試験の代わりとなる試験所間比較等の手法。詳しくは、「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」第7項をご参照ください。

第3節 登録の申請

事前準備が終了したら、計量法施行規則第91条（登録の申請）に規定された様式第81の登録申請書及び申請に必要な書類（以下「添付書類」という。）を作成し、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」あてに申請してください。申請は、校正事業を行う事業者（法人の場合は、代表権のある者）が、事業所ごとに行って下さい。

当該事業所の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても校正事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなして、それぞれ申請するものとしています。ここで事業所とは、恒久的施設であって計量器の校正等を適正に行うに必要なマネジメントシステムで運営され、校正証明書を発行する単位をいいます。

また、当該事業所の恒久的施設において校正事業を行う場合、及び顧客の指定する場所で実施する現地校正など恒久的施設以外の場所において校正事業を行う場合は、それぞれその旨を申請書に記載して申請してください。

登録申請書の作成にあたっては、別途公表している「JCSS登録申請書類作成のための手引き」に従って作成してください。

なお、申請書類の提出の際、「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」の提出が求められます（第4章を参照のこと）。

また、代表権のある方からの委任状を登録申請書に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が提出時以降の手続きを行うことができます（様式4 参照）。

計量法施行規則第 136 条第 3 項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法に従い申請を行ってください。

注) 申請しようとする事業所が、工業標準化法等他の法令により ISO/IEC 規格や ISO/IEC ガイドで登録されている場合（計量法施行規則第91条の3参照）は、申請書に適用があることを記載し、計量法施行規則第91条の5に規定されている書類を添付してください。この場合は、申請手数料が若干減額されます（後出第5節参照）。

(参 考)

計量法施行規則(抄)

第 91 条 法第 143 条第 1 項の規定により登録を受けようとする者は、計量器等の校正を行う事業所について様式第 81 による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。

- 一 一般社団法人若しくは一般財団法人にあつては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画
- 二 前号以外の者にあつては、事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの
- 三 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第 136 条第 1 項又は法第 144 条第 1 項の証明書の写し
- 四 登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類
- 五 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類
- 六 次の事項を記載した書面
 - イ 計量器の校正等の事業(以下「校正事業」という。)に類似する事業の実績
 - ロ 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別
 - ハ 校正事業を行う施設の概要
 - ニ 校正事業を行う組織に関する事項
 - ホ 校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績

第 136 条 省略(別紙 1 参照)……………

様式第 81(第 91 条関係)

登録申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名 印

計量法第 143 条第 1 項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力
- 2 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
- 3 計量法関係手数料令別表第 1 第 12 号の適用の有無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。
 - 2 申請書には、第 91 条各号の書類を添えて、正本 1 通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 - 3 校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1 件として申請することができる。
 - 4 現に登録された事業所の所在地の変更(住居表示の変更を除く。)、計量器等の種類追加、校正範囲の拡大又は最高測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。
 - 5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 6 登録の際に、計量法関係手数料令別表第 1 第 12 号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第 91 条の 5 の書類」を具体的に記載し、添付すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4節 申請書類の提出先

紙媒体での申請に当たっては、登録申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)の正本1部に加え、写し3部(事務手続き効率化のため、写しの提出にご協力をお願いいたします)を作成し、申請窓口へ提出して下さい。

電子媒体での申請においては、正本となる電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票1部のみの提出で構いません。

申請窓口は次表のとおりです。

表 登録申請窓口一覧

申請窓口	住所	電話番号(上段) FAX(下段)
認定センター 計量認定課	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	03-3481-8242 03-3481-1937
認定センター 中部認定事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-1932 052-951-3902
認定センター 近畿認定事務所	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16	06-6612-2070 06-6612-1617

第5節 手数料

(1) 登録申請手数料

登録の申請に当たっては、1申請ごと(1事業所ごと)に登録申請手数料が必要です。手数料の額は、計量法関係手数料令に定められており基本手数料と申請したい技術的区分の手数料から構成されており、基本手数料に登録を希望する「校正手法の区分」の手数料にその数を乗じたものを加算した金額となります。また、いったん登録を受けた事業所において、登録期間中に追加申請を行う場合は、登録を希望する「校正手法の区分」の手数料にその数を乗じた金額が手数料の額となります。また、工業標準化法等、他法令で ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) や ISO/IEC ガイド等の国際基準に基づき登録されている事業者が JCSS に登録申請する場合についても減額される場合(計量法関係手数料令別表第1第12号の適用)がありますので、該当する場合はその旨ご相談ください。詳細については、認定センターホームページで公表しています手数料表をご参照ください。なお、手数料の額は、概ね3年に一度見直されますので、申請時に必ず確認してください。

納付の方法は、申請書類受理後、後日当機構の財務会計担当から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振り込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。いったん受理した申請に係る手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれも注意してください。

(参考) 新規登録申請手数料: 183,500 円 + (81,500 円 × 校正手法の区分の呼称数)

登録更新申請手数料: 129,600 円 + (74,100 円 × 校正手法の区分の呼称数)

「登録申請」については、別途、登録免許税の納付が必要です。

(2) その他の費用

以下の場合、別に費用が必要となります。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

- ① 事業者が校正機関等に依頼する特定二次標準器等若しくは常用参照標準の校正又は値付け
- ② 技能試験又は技能試験の代替手法への参加
- ③ 登録免許税

登録申請時には、1事業者ごとに1登録申請ごとに登録免許税を納付する必要があります。登録免許税の納付を証明する書類(領収書の原本)を提出ください。

登録免許税額	新たに登録申請される場合	1申請あたり90,000円
	追加の登録申請される場合	1申請あたり15,000円

なお、登録免許税の納付については機構ではお取り扱いできませんので、納付方法等につきましては別紙2をご参照ください。

注)地方公共団体の事業者等、組織形態によっては登録免許税が免除される場合があります。詳しくは登録免許税法をご覧ください。

- ④ 更新申請手数料(第5章参照)
- ⑤ 国際 MRA 対応認定事業者にあつては、定期検査の受審

第3章 登録プロセス

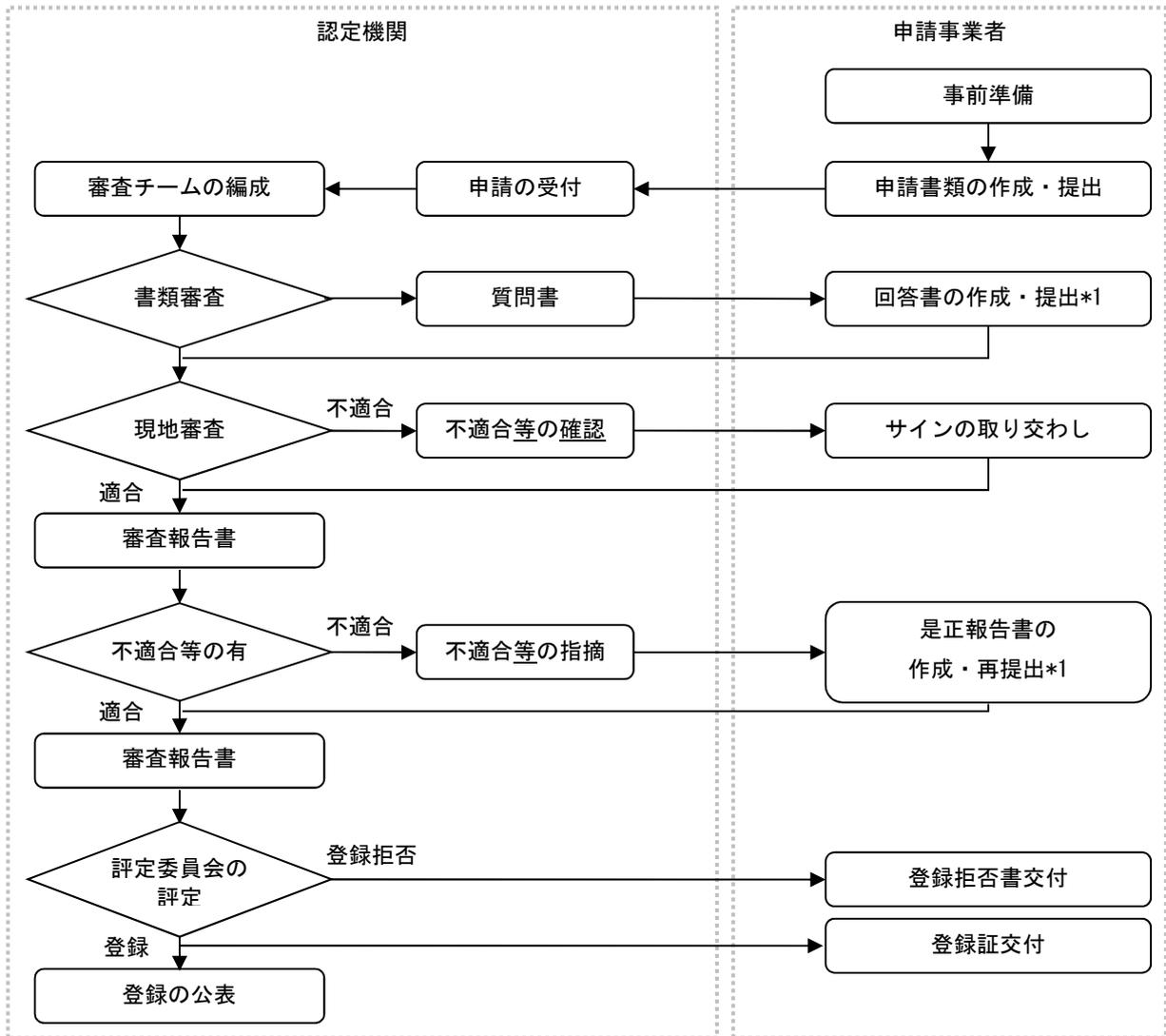
第1節 概要

認定センターは、申請を受理した後、申請事業者が登録基準に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての登録基準に適合していると判断された場合にのみ登録されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で重大な不適合が確認されなければ、現地審査(事業所における審査)が実施されます。この際、申請事業者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、校正事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り協力しなければなりません。協力が得られない場合は登録できない場合があります。

審査の過程で認定センター又は審査チームから回答書、是正報告書等の提出が求められる場合や再現地審査が実施される場合があります。

なお、すべての登録プロセスにおいて申請事業者からの申し出により、登録申請を取り下げ又は中断を認めることがあります。ただし、登録申請中断は原則1回に限り6ヶ月を上限とします。

次に登録のプロセスについて順を追って解説します。



※1 質問書に対する回答書又は不正報告書等(懸念事項に対する回答書を含む)の提出期限は「提出が求められた日から起算して30日以内」とします。(期限切れは、次行程に進みます。)

図3 登録プロセス

(1) 審査チームの編成

認定センターは、登録申請ごとに申請事業範囲に適した1名以上の審査員と必要に応じて、技術アドバイザーを予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。多くの場合、審査チームの構成員は独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員ですが、それ以外の外部審査員を含む場合があります。審査チームの規模は、申請の範囲によりますが、通常2名から5名で構成されます。

審査チームが編成されると、申請事業者には審査チームの構成員の氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠く恐れがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

(2)書類審査

審査チームは、申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、校正等の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、申請書類の記載事項に不明な点等がある場合、質問書を送付しますので、申請事業者は質問を受けた日から起算して原則30日以内に書面で回答してください。期限内に回答がない場合は、次工程に進みます。

(3)現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、校正等の事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「校正等の事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「校正等の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、申請事業者の品質管理者、技術管理者や校正従事者に対するヒアリングや模擬的な校正作業を観察する模擬校正などの方法で行われます。

現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請事業者と合意のうえ現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請事業者は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

◇ 現地審査の典型的なスケジュール

第1日目

○ 開始会合

審査チームは、申請事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

○ マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する質問が、通常、品質管理者や技術管理者に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。

第2日目

○ 通常、校正手法の区分(又は種類)ごとに1件以上の模擬校正の観察が実施されます。同時に技術管理者又は校正従事者に対して、校正方法、不確かさの見積もり、校正施設、校正用機器などに関する質問がなされます。

○ 審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

○ 最終会合

審査チームリーダーは、申請事業所の代表者に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームリーダーと事業所の代表職員(通常は、品質管理者)の双方で、審査で発見された不適合又は懸念事項を文書により確認します。

(4)是正処置等

認定センターは、現地審査終了後、審査チームが取りまとめた現地審査報告書を申請事業者に送付します。確認された不適合については、必要な是正処置を実施の上、原則30日以内に是正報告書を提出してください。是正に30日以上を要する場合には、是正計画書を提出して下さい。最終的な是正報告書の提出期限は、最初に是正報告書の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。90日を経過しても適切な是正の完了が確認できない場合には、登録されないことがあります。

なお、是正の効果及び是正計画の実施を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されることがあります。

また、懸念事項についても同様に回答書の提出が必要です。

第2節 登録

全ての審査終了後、審査チームは申請者による是正処置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。評定委員会による評定の結果を踏まえて認定センターが問題がないと判断すれば、登録事業者として登録簿に記載され、その証として認定センターから登録証が交付されます。登録証には、登録事業者の名称、登録番号、事業所の名称、登録範囲等が記載されます。この登録証に記載された内容が登録範囲となります。

登録証に記載された登録番号は、4桁の数字で表記される番号で、一つの事業所に一つの登録番号を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の登録に係る区分の申請や追加申請がある場合は、同一の番号になります。すべての登録範囲を廃止する場合にあっては、その登録番号は、以降欠番となります。この登録番号は、登録事業者が発行する校正証明書に付す計量法施行規則第94条第2項に規定の標章 J^{CSS} の「css」の下部に見やすい数字で付記する必要があります。

認定センターは登録と同時に登録事業者の名称、事業所の名称及び所在地、登録番号、登録区分等を官報に掲載します。これに加え、認定センターは登録事業者等一覧(ダイレクトリ)を認定センターホームページに公表します。

第4章 登録事業者の義務と権利

第1節 登録事業者の義務

当該制度によって登録を受けた者には、幾つかの義務が課せられます。登録事業者は、継続的な登録の維持のために、登録の一般要求事項に規定された要求事項を遵守しなければなりません。

なお、申請事業者は登録申請時に認定センターに、登録の一般要求事項に規定された要求事項を遵守する旨の誓約書を提出するよう求められます。

計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住 所
名 称
代表者名 印

遵守事項の誓約書

〇〇〇〇は、JCSS登録の申請を行うにあたり、登録手順に従い、貴機構の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを了承しました。また、審査において校正事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。

〇〇〇〇は、JCSS登録事業者となった際、「JCSS登録の一般要求事項(JCRP21)」第1部の最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

また、国際MRA対応認定事業者となった際、「JCSS登録の一般要求事項(JCRP21)」第2部の最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

【作成注意】

1. この書類は、登録申請書と同時に提出していただくものです。
2. 日付は、申請日を記入して下さい。
3. 〇〇〇〇は、「□□株式会社 △△校正室」等、校正事業所名を記入して下さい。
4. 校正事業所名が変更された場合は、新たな「遵守事項の誓約書」を作成頂き、提出願います。
5. 本誓約書は、非MRA及び国際MRAのどちらでも読める文面となっております。

第2節 登録事業者の権利

(1) 標章を付した証明書の発行

登録事業者は、計量法第144条第1項の規定により、特定二次標準器等又は常用参照標準を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令第94条第1項で定める事項を記載し、同条第2項に定める標章^{JCSS}を付した証明書を発行することができます。

加えて計量器又は標準物質を自らが販売又は貸し渡す登録事業者については、その販売又は貸し渡す計量器等に対して特定二次標準器等又は常用参照標準による校正等を実施した場合は、標章付き証明書を付して販売または貸し渡すことができます。

また、英語による証明書を発行することができます。

発行にあたっては、申請時に認定機関に提出した手順及び様式を用いなければいけません。申請時に登録している様式と異なる校正証明書を発行する場合は、第5章第2節「変更の届出」の手続きを行い、認定センターの承認を得てください。

(参 考)

計 量 法 (抄)

- 第 144 条 前条第 1 項の登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、同条第二項第一号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 2 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあつては、その登録事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。
 - 3 何人も、前2項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
 - 4 前項に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(2) 登録基準の変更の通知

認定センターは、第1章第3節の3の登録基準を変更する時は、新基準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、登録事業者に書面で通知します。

(3) 認定センターに対する苦情及び異議の申立

申請事業者又は登録事業者は、認定センターの行う処分、制度の運営などに対して異議又は苦情の申立を行うことができます。

このほか、申請事業者又は登録事業者は、認定センターの計量法に基づく処分について不服がある場合は、経済産業大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

第5章 登録の維持のための手続き

第1節 登録基準への継続的な適合

登録事業者が登録を維持していくためには、登録事業者の義務を遵守し、登録基準に継続的に適合して校正事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。

(1) 特定標準器など上位の計量器又は標準物質による校正等の定期的な実施

登録事業者は、校正事業に用いる特定二次標準器等及び常用参照標準について、定められた校正周期で特定標準器による校正等を受けなければいけません。この周期で校正等を実施しない場合は、登録の取消しの処分を受ける場合がありますので特に注意が必要です。この校正周期は特定二次標準器等及び常用参照標準の精度維持を図るための最低期限を定めたものですから、精度に疑いがある場合や改造・修理を行った場合には、周期内であっても速やかに特定標準器など上位の計量器による校正等を受けなくてはなりません。

特定標準器による校正等の実施に当たっては、校正依頼の集中などにより予定よりも長時間を要することがありますので、実施機関と十分な連絡を取り、校正事業に支障のないようにする必要があります。

(2) マネジメントシステムの適切な運営と技術能力の維持

登録事業者は、校正事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書に従って、校正事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者(品質管理者)は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、校正サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。

また、登録事業者は、継続して登録時の技術能力を維持していなければいけません。

このため、技術的運営に総合的な責任を持つ者(技術管理者)は、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めることが必要です。

第2節 変更の届出

登録事業者は、計量法施行規則第91条の2に定める登録証の記載内容の変更又は計量法施行規則第91条第五号及び第六号口からホ(第2章第3節の(参考)参照)までの記載事項を変更したときは、原則として30日以内に計量法施行規則に定める様式第82による記載事項変更届(以下、「変更届」という。)を正本1部作成し、代表者の押印の上、認定センターに提出しなければいけません。変更届は事業所ごとに作成してください。

なお、重大な変更を伴う場合は事前に認定センターまでご相談又はご連絡ください。

計量法施行規則第136条第3項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法を確認ください。また、電磁的記録による変更書類の提出は、変更部分の頁のみではなく変更された書類一式をご提出ください。

具体的には、以下に係る変更が変更届の対象になります。これらの事項は申請書の添付書類に対応していますので、参考にしてください。

- ① 登録事業者の名称・住所、代表者の氏名
 - ② 事業所の名称
 - ③ 登録内容の変更(計量器等の種類の削除、校正範囲の縮小、最高測定能力(不確かさ)を大きくすること等登録内容の縮小に限る。計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、最高測定能力を向上することは登録申請又は登録更新申請が必要です。)
 - ④ 校正等に用いる特定二次標準器等又は常用参照標準の証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる最高測定能力を示す不確かさの変更
 - ⑤ 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類
これは、文書体系図又は文書リスト、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)に規定される品質マニュアル、計量器の校正等に使用する設備(機器等)のトレーサビリティ体系図、校正手順を記述した書類、測定の不確かさを記述した書類、計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類、証明書発行の方法を記述した書類及び標章の使用方法を記述した書類です。
校正手順を記述した書類又は測定の不確かさを記述した書類について、重大な変更を行う場合には、認定センターに事前にご相談ください。
 - ⑥ 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面
なお、事業所の所在地の変更を伴う場合(住居表示変更の場合を除く。)は、登録(更新)申請が必要となります。
 - ⑦ 校正事業を行う施設の概要を記載した書面
 - ⑧ 校正事業を行う組織に関する事項を記載した書面
 - ⑨ 校正事業に従事する者の氏名及び該当事者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を記載した書面
なお、上記⑤～⑨については、変更届が必要な場合とそうでない場合を別紙3に示しました。
変更届の記入にあたっては、以下の事項に留意してください。
- a) 「変更があった事項」の記載にあたっては、変更があった事項が複数ある場合には枝番を付してください。
 - b) 「変更の事由」の記載にあたっては、変更があった事項が複数ある場合は、各項目ごとの変更の事由を記載してください。

- c) 特に、複数の区分で登録されている場合は、どの区分でどのような変更があったのか、わかりやすく記載していただくようお願いいたします。

また、これらの変更にあたって登録証の内容が変更になる場合は登録証を書き換えますので、変更届の提出とともに登録証を返納いただきますようお願いいたします。

(参 考)

計量法施行規則(抄)

第92条 登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第82による届出書を機構に提出しなければならない。

- 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(次項の適用を受ける場合を除く。)
- 二 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称
- 三 計量器等の種類(種類を削除したときに限る。)
- 四 校正範囲(校正範囲を縮小したときに限る。)
- 五 最高測定能力を示す不確かさ(不確かさを大きくしたとき(次号に掲げる場合を除く。))に限る。)
- 六 第91条第3号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる最高測定能力を示す不確かさ
- 七 第91条第5号及び第6号口からホまでの記載事項

様式第82(第92条関係)

記載事項変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては

代表者の氏名 印

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第92条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項
- 2 変更の事由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 登録年月日及び登録番号について記載すること。

第3節 登録事業者報告書の提出

登録事業者は、計量法施行規則第96条の規定に従って、毎年、4月1日から翌年の3月末日までの1年間の登録校正事業の実績等について、当該期間終了後60日以内(5月30日まで)に様式第92による登録事業者報告書正本1部を作成し、代表者の押印の上、認定センターに提出しなければいけません。

計量法施行規則第136条第3項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法を確認ください。

なお、様式は認定センターホームページからダウンロードできます。提出は郵送で差し支えありません。記入にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- ① 登録を受けた事業所ごとに作成してください。
- ② 「年度」は、報告内容に該当する年度を記入してください。
なお、計量器の校正等の日付と証明書の発行日が年度をまたがった場合には、計量器の校正等の件数のみを計上し、証明書の発行件数は、翌年度に計上して下さい。
- ③ 「第90条第1項の区分(例:長さ)」及び「証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類」は、登録証の別紙に記載された表記を使用してください。第90条第1項の区分につ

いて複数の区分で登録されている場合は、登録に係る区分ごとにまとめて件数を記入してください。

- ④ 登録事業者報告書の実績の対象は登録された校正事業ですので、登録された校正事業に係る校正件数、JCSS 標章付き校正証明書及び JCSS 認定シンボル付き校正証明書の発行件数に限ります。
- ⑤ 証明書の発行件数が0件であっても空欄とせず記入してください。
- ⑥ 記載にあたり、「2 校正等を行った件数等」及び「3 校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等」の枠は適宜追加し記載してください。複数頁にわたっても差し支えありません。
- ⑦ 「計量器等の種類」は、特定二次標準器等又は常用参照標準の機器名又は標準物質の種類を記入してください。
- ⑧ 「証明書の発行番号及び発行年月日」は、報告する年度に保有した特定二次標準器等、常用参照標準の全てについて、定期的な校正の連続性がわかるように原則として過去2回分を記載してください。特に、特定二次標準器等については証明書の発行番号の左に「jcss」と明記して記載してください。

(参 考)

計量法施行規則(抄)

第96条 次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
八 登録事業者	様式第92による報告書	機構	当該年度終了後60日を経過する日まで

様式第92(第96条関係)

登録事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業所の名称等

年度	計量器の校正等を行う 事業所の名称	登録年月日及び登録番号

2 校正等を行った件数等

第90条第1項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類	数 量

3 校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

計量器等の種類	数 量	証明書の発行番号及び発行年月日

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。
- 2 2項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。
- 3 3項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4節 登録の更新

(1) 登録の更新申請

登録の有効期限は、4年と計量法施行令で定められています。登録事業者が登録の更新を希望する場合は、校正手法の区分ごとに登録証に記載された有効期限1年前から5ヶ月前までの間に登録更新申請をしてください。有効期限の5ヶ月前までに登録更新申請がない場合は、有効期限の満了をもって登録は失効しますのでご注意ください。更新申請があった場合でも、有効期限までに更新の手続きが完了しないときはJCSS校正証明書の発行を一時停止していただく必要があります。特に、登録更新時期に併せて事業所の所在地の変更(住居表示の変更を除く)、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は最高測定能力を小さくする変更(施行規則第92条の変更届に該当するものを除く)を併せて変更申請される場合は、十分な余裕を持って申請されるよう、ご注意ください。なお、更新申請から登録更新までのプロセスは登録申請から登録までのプロセスに準じたものとなります。

有効期限の1年前から5ヶ月前までの間に登録更新申請をされたものについては、登録更新日は既存の登録有効期限の翌日となりますが、登録更新時期に合わせて上記の変更申請をする場合は、登録更新日は登録更新の処分が決定された日となりますので既存の登録有効期限よりも前の日となることがあります。有効期限の1年より前に登録更新申請がされたものについても同様です。

(参 考)

計量法(抄)

- 第144条の2 第143条第1項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、この効力を失う。
- 2 第143条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

計量法施行規則(抄)

- 第91条の3 登録事業者は、法第144条の2第1項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の5ヶ月前までに、様式第81の2による申請書に第91条各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない。ただし、既に機構に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

様式第81の2(第91条の3関係)

登録更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名 印

計量法第144条の2第1項の登録の更新を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 登録の更新を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種

<p>類、校正範囲及び最高測定能力</p> <p>3 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地</p> <p>4 計量法関係手数料令別表第1第13号の適用の有無</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。</p> <p>2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。</p> <p>3 現に登録した第90条第1項の区分中で、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、最高測定能力を示す不確かさを小さくする場合には記載すること。</p> <p>4 計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更する場合は、記載すること。</p> <p>5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。</p> <p>6 登録の更新の際に、計量法関係手数料令別表第1第13号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載すること。</p> <p>7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>

(2) 登録更新申請書類

登録更新申請書は施行規則様式第81の2によりますが、添付すべき書類は、登録申請書類と同じであり、「JCSS登録申請書類作成のための手引き」に従い作成し、紙媒体の場合は正本1部に加え、写し3部をご提出してください。電子媒体での申請においては、正本となる電磁的記録媒体1部のみの提出で構いません。

施行規則様式第81の2 2に記載する区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力は別紙としてご提出して頂いてもかまいませんので、よろしくお願い致します。

なお、施行規則様式第81の2 備考5において、「すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載する。」とありますが、できる限り、省略することなく、作成・提出くださいますよう、よろしくお願い致します。

また、認定国際基準に対応する事業者におかれましては定期検査申込時にも1部(写し3部を除く)のご提出をして頂ける場合、登録更新申請書類は正本1部(写し3部を除く)のご提出をよろしくお願い致します。

計量法施行規則第136条第3項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法を確認ください。

(添付1-2「登記事項証明書」や添付15「申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し」など、初回の登録申請から変更されているものについては、省略することができませんので、ご注意下さい。また、添付2-1「登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類」については、直近に参加した技能試験等の結果を添付してください。)

(3) 登録の更新申請手数料

手数料の算出方法及び納付方法は登録申請手数料と同様です。詳細については、認定センターがホームページで公表している手数料表をご参照ください。

注) 登録更新時には登録免許税の納付は必要ありませんが、更新申請とは別に登録に係る区分の追加や校正手法の区分の追加など、同時に追加登録申請をする場合は、追加登録の場合の登録免許税15,000円を納付する必要がありますのでご注意ください。

第5節 立入検査

認定センターは、計量法第148条の規定に基づき、登録事業者が継続して登録基準に適合していることを確認するため必要な場合、立入検査を実施します。

立入検査は、登録事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合に実施します。立入検査は、前もって事業者と予定を調整して行う場合と抜き打ちで行う場合の両方があります。立入検査の範囲は、一部の指定項目の確認から全ての項目の確認にわたることがあります。

(参 考)

計 量 法 (抄)

第 148 条 経済産業大臣 … は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に … 登録事業者 … の事業所 … に立ち入り、計量器、…、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 (略)

第 168 条の5 経済産業大臣は、機構に次に掲げる事務を行わせるものとする。

4 第 148 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務(登録事業者に係るものに限る。)

第6節 事業所の移転

登録事業者は、事業所の移転によってその所在地を変更する場合は、登録申請又は登録更新申請によって移転後の状況に問題がないかどうかの確認を受けることが必要です。この場合、登録又は登録更新の手続が完了するまでの間は、移転先で標章付き証明書を発行することはできません。

第7節 事業の承継

登録事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は、登録事業者について相続、合併若しくは分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上の場合において、その全員の同意により事業を継承すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、登録事業者の地位を承継しますので、認定センターに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面(計量法施行規則第92条第2項参照)及び登録証を変更届(様式第82)に添えて提出してください。更に「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」も提出してください。

計量法施行規則第 136 条第 3 項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法を確認ください。

第8節 事業の廃止

登録事業者は、計量法施行規則第95条の規定に基づき、登録を受けた事業を全部若しくは一部廃止したときは、原則として30日以内に様式第83(計量法施行規則第95条関係)の廃止届正本1部を作成し、代表者の押印の上、登録証及び事業廃止までの当該年度の実績を記載した登録事業者報告書(第1部第5章第3節を参照)を添えて認定センターに提出してください。

なお、一部廃止の場合にあっては、一部廃止する事業の範囲を廃止届の「第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力」の欄で明示してください。

また、国際 MRA 対応認定事業者にあっては、認定国際基準対応サービス辞退届(第2部第4章を参照)の提出も必要となります。

計量法施行規則第 136 条第 3 項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合は、別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法を確認ください。

(参 考)

計量法施行規則(抄)

第 95 条 登録事業者は、法第 146 条において準用する法第 65 条の規定により登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第 83 による届出書を機構に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。

様式第 83(法第 95 条関係)

事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名 印

下記の登録に係る事業は、年 月 日に廃止したので、計量法第 146 条において準用する第 65 条の規定により、届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
- 3 第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第9節 登録の取消し

計量法第 145 条の規定により、登録事業者が以下のいずれか一つに該当する場合には、登録が取り消されます。

- ① 次の各号の一つに適合しなくなった場合
 - a) 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
 - b) 国際標準化機構及び国際電気会議が定めた校正機関に関する基準
- ② 不正な手段により登録を受けた場合

(参 考)

計 量 法 (抄)

第 145 条 経済産業大臣は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
二 不正の手段により第 143 条第 1 項の登録を受けたとき。

第6章 苦情又は異議の申立

苦情又は異議は、認定センターで受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議の申立ては書面によって申し出ください。苦情又は異議は認定センターの定める苦情又は異議申立処理手続に従って適切に処理されます。

苦情又は異議申立は通常以下のように定義されます。

1. 苦情: 認定センター又は認定センターが認定した適合性評価機関の活動に関する不満の表明で、異議申立以外のもの

2. 異議申立: 希望する認定に関して、認定センターが行った不利な決定を再考慮するよう適合性評価機関が行う要請

第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手引き

第2部は、認定国際基準に対応する事業者(以下、「国際 MRA 対応認定事業者」という。)に適用される項目です。国際 MRA 対応認定事業者には、定期検査を受審し、定期的に技能試験に参加することなどが求められます。これらの定期検査や技能試験は、登録された校正手法の区分数や参照値のための校正費用などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払いいただく有料サービスとなります。

第1章 認定国際基準に対応する事業者の申込み

登録事業者及び申請事業者は、国際 MRA 対応認定事業者となるための申込みをすることができます。この申込みは一度行っていただくことで申込み内容に変更がない限り再度申込みする必要はありません。申込みは原則、登録を受けている又は受けようとしている範囲のすべてについて行ってください。ただし、希望がある場合には、一部の範囲についてのみ申し込むことも可能です。

また、①密度・屈折率区分の標準液、②粘度区分の標準液、及び③濃度区分(標準液、標準ガス)において申込みを行う場合、希望がある場合には、標準物質生産者としての認定国際基準への対応を申込みことが可能です。この場合、申込みを希望される標準物質の生産者にあつては、「JCSS 登録の一般要求事項」に規定のとおり、ISO 17034 の要求事項を満足しなければなりません。

以上の申込みによる契約を行うことで申込みをした範囲については、認定国際基準に対応する資格を有することが宣言できます。

認定国際基準に対応することを希望する事業所は、事業所ごとに様式1(1通)の申込書により、申込みを行ってください。

第1節 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領

(1) 「申込者の名称」

申込者は代表者ではなく事業所の長でもかまいません。

また、押印することに代えて、署名することとしても結構です。

(2) 「認定・申請事業所名」

国際 MRA 対応認定事業者が申込みをする場合は、認定番号と事業所の名称を記入してください。

新規の事業者が登録申請と同時に申込みをする場合は、申請をしている事業所の名称を記入してください。

(3) 「認定・申請区分及び校正手法の区分の呼称」

「JCSS 登録範囲と同じ」又は「JCSS 申請範囲と同じ」と記入してください。

標準物質生産者としての認定を希望する場合、「標準物質生産者としての認定を希望」と記入して下さい。

様式1 認定国際基準対応サービス申込書記入例

認定国際基準対応サービス申込書		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
認定センター所長 殿		

所在地

東京都渋谷区西原二丁目49番10号

株式会社西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勸内 印

認定国際基準対応サービスを受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

1. 認定・申請事業所名(認定番号: ○○○○)
株式会社西原計器工業 幡ヶ谷事業所
2. 認定・申請区分及び校正手法の区分の呼称 JCSS 登録範囲と同じ

第2節 認定シンボルの使用に関する手続き

国際 MRA 対応の認定を取得する際には、同時に認定シンボルの使用及び認定の引用方法について規定を定めることで、認定シンボルを使用することが出来ます。

詳細は「登録の一般要求事項 8. 認定シンボルの使用に関する規定」をご覧ください。

第2章 定期検査サービス等の申込み手続き

第1章により認定国際基準サービスを申し込まれた事業所は定期検査等の申込みを次の手続きにより行うことが必要です。

定期検査の有料サービスを受けるための申込みは認定センターより定期検査の時期等について通知をしますので、その通知を受けてから様式2(1通)「定期検査申込書」により申込みをしてください。また、手数料については別に連絡いたしますので、連絡に従い手数料を納入してください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれもご注意ください。

第5章第4節(2)登録更新申請書類において登録更新申請書類1部(写し3部を除く)をご提出の事業所は「定期検査申込書」送付時に登録更新申請書類1部のご提出をよろしくお願い致します。

第1節 定期検査申込書の記入要領

(1) 「申込者の名称」

申込者は代表者ではなく事業所の長でもかまいません。

また、押印することに代えて、署名することにも結構です。

(2) 「認定事業所名」及び「認定番号」

事業所の名称と認定番号を記入してください。

(3) 「定期検査の種類」

認定センターから通知のあった検査の種類を記入してください。

(4) 「定期検査を受ける MRA 対応認定区分及び校正手法の区分の呼称」

認定センターより連絡があった定期検査を受ける認定区分及び校正手法の区分の呼称を記入してください。

(5) 「手数料」

認定センターより連絡があった手数料の額を記入してください。

なお、手数料の額については認定センターがホームページで公表している手数料表にその算出方法を記載してありますが、詳細については認定センターにお問い合わせください。

様式2 定期検査申込書記入例

定期検査申込書		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿		
所在地		
東京都 渋谷区西原二丁目49番10号 株式会社西原計器工業 代表取締役社長 平賀 勤内 印		
下記の認定について、平成〇〇年度の定期検査を申し込みます。また、定期検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。		
記		
1. 認定事業所名	株式会社西原計器工業 幡ヶ谷事業所	
2. 認定番号	〇〇〇〇	
3. 定期検査の種類	全項目検査	
4. 定期検査を受ける	JCSS 登録範囲と同じ MRA対応認定区分及び校正手法の区分の呼称	
5. 手数料	〇〇〇〇〇〇 円	

第3章 国際 MRA 対応認定事業者の権利と義務(第1部第4章関係)

以下の権利と義務が追加になります。以下の項目番号は、第1部第4章の番号の続き番号としています。

第1節 国際 MRA 対応認定事業者の義務(追加)

- (13) 常用参照標準を有する国際 MRA 対応認定事業者にあつては、常用参照標準の校正等を国際 MRA 対応認定事業者に依頼し、JCSS 認定シンボル付き校正証明書を取得してください。特定標準器等にトレーサブルな校正等が可能な”校正結果に重大な影響を及ぼす校正用機器”の校正等を国際 MRA 対応認定事業者に依頼し、JCSS 認定シンボル付き校正証明書を取得してください。実用標準は、特定二次標準器等又は常用参照標準を用いて校正等を行ってください。詳細は、別途公表している「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針」を参照してください。
- (14) 国際 MRA 対応認定事業者は、認定国際基準への継続的適合性確認を行うために、新規認定から1年以内の部分検査及び認定から3年以内の全項目検査、更新後は2年以内に全項目検査を受けることが必要です。
- (15) 国際 MRA 対応認定事業者は、技術能力の客観的確認を行うために、原則として、認定を受けている校正手法の区分毎に、少なくとも4年に一回技能試験に参加することが必要です。
- (16) 認定国際基準対応の一時停止又は取消しを受けた場合には、発行する校正証明書やパンフレット等に認定国際基準に合致している旨の記載をしてはいけません。

ここでいう一時停止とは当該認定事業者が、国際認定基準に「適合」していないと認定センターが判断したとき、当該事業者が国際認定基準に適合していることを主張する権利を一時的に制限するものであり、また、取消しとは、当該認定事業者の是正の見込みがないと判断したとき、認定国際基準に適合していることを主張する権利を剥奪することです。JCSS 登録そのものの取消し等ではありません。

第2節 国際 MRA 対応認定事業者の権利(追加)

- (4) 国際 MRA 対応認定事業者は、発行する校正証明書に ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の基準に適合していることと同時に「当該認定機関は、ISO/IEC 17011 に適合する校正機関の認定機関として、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認に加盟しています。」等の記載をすることができます。更に、認定国際基準に対応している旨の記載及び下記の認定シンボルの表示を行うことができます。

図4 国際 MRA 対応認定事業者が証明書に表示できる認定シンボル



- (5) 定期検査に係るチームの構成については、国際 MRA 対応認定事業者には、異議を申し立てる機会が与えられます。

第4章 認定国際基準対応サービスの辞退

国際 MRA 対応認定事業者は、認定国際基準対応サービスの全部又は一部について辞退する場合、様式3「認定国際基準対応サービス辞退届」1通を認定証を添付のうえ、提出してください。

附 則

(施行期日)

この文書は、平成29年9月22日から適用する。

様式1 認定国際基準対応サービス申込書

認定国際基準対応サービス申込書		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿		
所在地		
申込者の氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名、並びに押印又は署名		
認定国際基準対応サービスを受けたいので、下記のとおり申込みます。		
記		
1. 認定・申請事業所名(認定番号:)		
2. 認定・申請区分及び校正手法の区分の呼称		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 押印に代えて署名する場合には、本人が自署するものとする。
 - 3 代表者は、事業所の長でもよい。
 - 4 新規の事業所が登録申請と同時に申込みする場合は認定番号は記入不要です。
 - 5 認定・申請区分及び校正手法の区分の呼称欄には、次のいずれかを記載する。
 - (1) JCSSの登録範囲と同じ
 - (2) JCSSの申請範囲と同じ
 - (3) JCSSの登録(申請)範囲のうち次のものに限る

様式2 定期検査申込書

定期検査申込書		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿		
所在地		
申込者の氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名、並びに押印又は署名		
下記の認定について、 年度の定期検査を申し込みます。また、定期検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。		
記		
1. 認定事業所名		
2. 認定番号		
3. 定期検査の種類		
4. 定期検査を受けるMRA対応認定区分及び校正手法の区分の呼称		
5. 手数料		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は本人が自署するものとする。
代表者は、事業所の長でもよい。
 - 3 定期検査を受けようとする区分は、合併する場合にはその全てを記載する。
区分は、次のいずれか一方を記載する。
 - (1) JCSSの登録範囲と同じ。
 - (2) JCSSの登録範囲のうち、次のものに限る。
(対象とする登録に係る区分及び校正手法の区分の呼称を具体的に列記する。)

- また、種類については、認定センターから連絡のあった定期検査の種類を記載する。
- 4 手数料の額については、認定センターから連絡のあった定期検査料金を記載すること。

様式3 認定国際基準対応サービス辞退届

認定国際基準対応サービス辞退届		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	所在地 申込者の氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名、並びに押印又は署名	
下記の認定について、認定国際基準対応サービスを辞退したいので、認定証を添え、届け出ます。		
記		
1. 認定事業所名(認定番号:) 2. 認定の区分及び校正手法の区分の呼称		

- 備考 1 代表者は、事業所の長でもよい。
- 2 認定の区分及び校正手法の区分の呼称は、次のいずれか一方を記載する。
- (1) JCSSの登録範囲と同じ。
 - (2) JCSSの登録範囲のうち、次のものに限る。
(対象とする校正手法の区分の呼称を具体的に列記する。)

様式4 委任状

委任状			
	年	月	日
独立行政法人製品評価技術基盤機構			
理事長 殿			
	住所		
	委任者の氏名又は名称及び		
	法人にあつては代表者の氏名	印	
JCSS 登録に係わる手続きの権限を下記の者に委任します。			
記			
受任者： 住所、所属、役職及び氏名			
委任の範囲：			
			以上

別紙1 電磁的記録媒体による手続きの方法

1. 適用範囲

計量法施行規則第136条第3項に定められた事項並びに同条同項第6号及び第7号に定められた書類を登録(登録更新)申請書訂正願(以下訂正願という)により訂正する場合に限り、電磁的記録媒体による提出が可能です。

提出可能な電磁的記録媒体は「計量法施行規則第136条第4項の規定に基づく電磁的記録媒体の種類を定める規程」に定められた媒体を使用してください。

2. 提出方法

計量法施行規則第136条に基づき電磁的記録媒体を提出する場合、様式99の2「電磁的記録媒体提出票」を書面にて作成し、押印して電子データに添付していただくことが必要です。訂正願の添付書類を電磁的記録媒体にて提出する場合、電磁的記録媒体に記録された事項を記載した訂正願を作成し、押印して電子データに添付してください。

電子データは各文書データを zip 形式で圧縮した1つのフォルダにまとめ、電磁的記録媒体と様式99の2に定める提出票又は訂正願を併せて提出してください。

3. 電磁的記録媒体作成時の注意点

提出する書類はPDFに変換し、電子媒体に記録してください。また、PDFファイルは1文書につき1ファイルとして作成してください。

計量法関係法令で定められた様式のある書類のファイル名は、その様式の名称としてください。(※また、施行規則第91条で規定された添付書類については、ファイル名は「JCSS 登録申請書類作成のための手引き」の表1-1(標準物質生産者認定を希望する場合は表1-1及び1-2)の添付番号を用い、【添付番号+文書名】としてください。この時、文書名は文書の内容が分かるような名称にしてください(例:【添付10 温度計校正手順書】)。なお、一つの項目において該当する文書が複数ある場合は、添付番号に「添付10-1」のように枝番を付してください。

電磁的記録媒体による提出と併せて紙媒体による提出を行う場合、紙媒体で提出する文書について、上記命名手順に従ってテキストファイルを作成し、ファイル名の末尾に該当文書を紙媒体で提出したことがわかるような識別をしてください(例:【添付10 温度計校正手順書 紙媒体で提出】)。

なお、電磁的記録媒体での添付書類の作成時には、機密保持の観点から、パスワードの設定、追加書き込みのできない書き込み方式の選択、電磁的記録媒体に格納したファイルのウイルスチェック等のセキュリティ対策の実施を推奨いたします。

パスワードを設定した際は、そのパスワードをメール(宛先: jcss1@nite.go.jp)か FAX(03-3481-1937)にて認定センターにご連絡ください。

(参考)

計 量 法 施 行 規 則

第136条

3 次の各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事とされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

六 第九十一条の様式第八十一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類。

七 第九十一条の三の様式第八十一の二による申請書、第九十一条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類。

八 第九十二条第一項の様式第八十二による届出書

九 第九十二条第二項において準用する第七条第二項の様式第八十二の二による書面、様式第五による書面、様式第六による書面及び様式第八十二の三による書面

十 第九十五条の様式第八十三による届出書

・

・

・

十二 第九十六条の表第八号に掲げる様式第九十二による報告書

4 前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならない。

5 押印をすることとされている書類について、第一項又は第三項の規定により電磁的記録媒体による提出を行う場合にあつては、押印のある様式第九十九又は様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

別紙2 登録免許税の納付方法

1. 納付に必要な書類

領収済通知書様式は最寄りの税務署で入手できます。ただし、その場合、次の記入箇所①～④の記載が必要である旨、税務署にご相談下さい。

3枚綴りの様式です。1枚目(領収済通知書)に所定の内容を記載してください。

2枚目、3枚目に複写されます。3枚目(領収証書)が納付時に領収書として、領収押印され返却されます。

(1) 領収済通知書 記入上の注意

記入する欄は6カ所です。くれぐれも、記入間違いがないようにしてください。

- 記入箇所① 税目番号 : 221
- 記入箇所② 税務署名 : シブヤ
税務署番号 : 0031394
- 記入箇所③ 本税: ¥90,000又は¥15,000
- 記入箇所④ 合計額: ¥90,000又は¥15,000(本税欄と同じ金額)
- 記入箇所⑤ 住所(所在地) : 申請者の住所
- 記入箇所⑥ 氏名(法人名) : 申請者の氏名(法人名)

(2) 納付方法

渋谷税務署又は日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む))で納付してください。

(3) 認定センターへの提出

領収印が入った領収証書(様式3枚目)を次ページの様式に貼付して申請時に提出してください。(領収証書は原本を貼り付けてください。コピーしたものを貼り付けることは不可。)

The image shows a '領収済通知書' (Receipt Confirmation Form) with several fields highlighted by red circles. The highlighted fields correspond to the six input points mentioned in the text above:

- ① Tax item number: 221
- ② Tax office name: シブヤ (Shibuya)
- ③ Main tax amount: 0031394 (representing ¥90,000 or ¥15,000)
- ④ Total amount: 0031394 (representing ¥90,000 or ¥15,000)
- ⑤ Address: (Blank field)
- ⑥ Name of the applicant: (Blank field)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

平成 年 月 日

住所

申込者の氏名又は名称及び法人

にあつてはその代表者の氏名 (押印不要)

登録免許税納付届

計量法に基づく校正事業者に係る登録について、登録免許税を納付したので納付を証明する書類を提出します。

登録免許税の納付領収証書原本3枚目を貼付する。(コピーの貼り付けは不可)

別紙3 変更届が必要な例

(省令第91条第5号及び第6号)	提出書類	変更届が必要な例
校正の実施の方法を定めた書面	文書体系図又は文書リスト	規程類の改正又は追加
	品質マニュアル、校正手順書等	規程類の改正又は追加
ロ 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示す書面	校正用機器等の一覧表	①機器等数量の増減
		②性能の異なる機器の更新
		③所在場所の変更
		④所有・借入れの変更
ハ 校正事業を行う施設の概要を示す書面	(1)校正室の配置図	①同一敷地内における校正室の移転
		③校正施設(建屋)の増減
	(2)校正室等の機器の配置図	①(1)の変更時
		②校正室の増減
ニ 校正事業を行う組織に関する事項を示す書面	(1)事業所の組織図	事業所組織図の変更
	(2)主要職員名簿	事業所長、技術管理者、品質管理者、校正証明書発行責任者、各代理者、連絡担当者の変更
ホ 校正事業に従事する者の氏名及び当該者が製品校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	校正従事者一覧表	校正従事者の変更

(注)更新申請時には変更後の最新版書類を添付する必要があります。

なお、国際 MRA 対応認定事業者にあつては、定期検査までに変更後の最新版を提出する必要があります。

今回の改正のポイントについて

◇今回の改正における主な改正点は次のとおりです。

- 1) 電磁的記録媒体での申請書類等の提出についての記載を追加
 - 2) ISO 17034 のオプション化にともなう申請方法についての記載を追加
- ・ その他必要な字句の修正。

なお、本文中、主な改正箇所には下線を引いてあります。